

(別表1) 県養成医師の派遣対象となり得る公的医療機関等の一覧

保健医療圏		医療機関名	公立公的 医療機関	災害拠点 病院	へき地医療 拠点病院	地域医療 支援病院
宇都宮	1	済生会宇都宮病院	○	○		○
	2	NHO栃木医療センター		○		○
	3	JCHOうつのみや病院		○		
	4	栃木県立岡本台病院	○			
	5	栃木県立がんセンター	○			
	6	栃木県立リハビリテーションセンター	○			
	7	NHO宇都宮病院				○
県西	8	上都賀総合病院	○	○	○	
	9	獨協医科大学日光医療センター		○	○	○
	10	日光市民病院			○	
	11	湯西川診療所	○			
	12	栗山診療所	○			
県東	13	芳賀赤十字病院	○	○	○	○
県南	14	新小山市民病院	○	○		○
	15	自治医科大学附属病院		○		
	16	獨協医科大学病院		○		
	17	とちぎメディカルセンターしもつが				○
県北	18	国際医療福祉大学塩谷病院		○		
	19	那須赤十字病院	○	○	○	○
	20	那須南病院	○		○	
	21	塩原温泉病院			※	
両毛	22	足利赤十字病院	○	○		○
	23	佐野厚生総合病院	○	○	○	○
	24	佐野市民病院			○	
	25	飛駒診療所	○			
	26	野上診療所	○			

※塩原温泉病院は、へき地診療所に準じた扱いとして、自治卒医のみ派遣

※「公的医療機関等」には、保健医療計画に記載された「総合周産期母子医療センター」、「救命救急センター」、「子ども医療センター」に該当する大学病院の部門を含む。ただし専門研修プログラム履修中は当該部門への派遣ではなく、大学病院での研修扱いとする。